

# 新生児特別定額給付金

諫早市では、新型コロナウイルス感染症による家計への影響を鑑み、国の特別定額給付金の対象とならない令和2年4月28日以降に生まれたお子さんに対して、市独自に給付金を支給することで、出産された家庭への経済的支援と、子どもの健やかな成長を支援します。

## 1 支給対象者（子ども）

令和2年4月28日 から 令和3年4月1日 までに生まれ、かつ、申請日において、本市の住民基本台帳に登録されている者

## 2 申請者

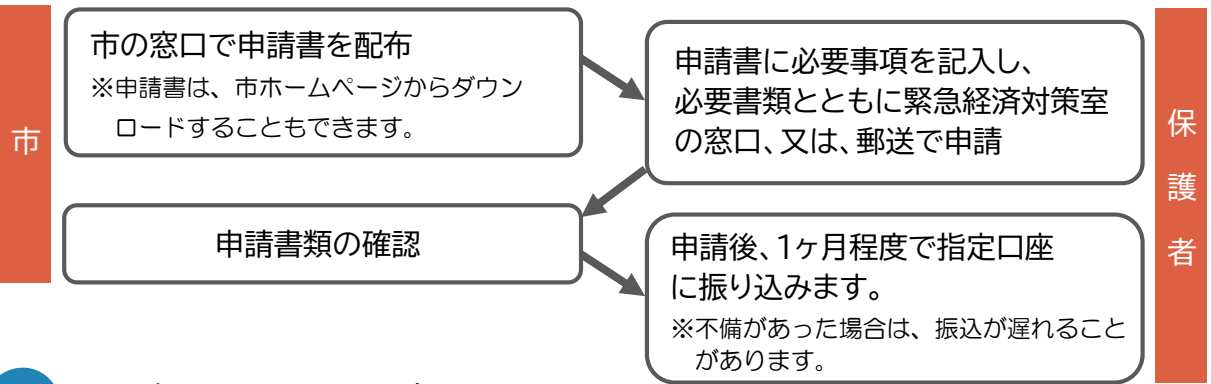
申請日において、支給対象者が属する世帯の構成者で、生計を同じくする父または母、その他市長が特に認める者

## 3 支給額

支給対象者1人あたり10万円

※ただし、他の自治体から、本給付金と同様の給付金等の支給を受けた場合は、その額を差し引いた金額。

## 4 手続きの流れ



## 5 申請に必要な書類

- ①新型コロナウイルス感染症対策新生児特別定額給付金申請書（別記様式）
- ②申請者の本人確認ができる書類（顔写真付き）の写し
  - ・ 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート など
  - ※顔写真付きでない場合は、健康保険証、国税・地方税・公共料金の領収書など、いずれか2つ
- ③振込先口座確認書類の写し ※申請者名義のもの
  - ・ 通帳（表紙見開き1枚目）、キャッシュカードの写し など

## 6 申請期限 令和3年5月31日(月)まで ※消印有効

対象期間に出生した子どもがいますが、他市から転入してきました。給付対象になりますか？

Q

A. 対象になります。ただし、他市で同様の給付金を受給している場合は、その額を差し引いた金額を支給します。

例) 10万円 - 他市で受給した給付金額 = 本市での受給額

対象期間に出生した子どもがいますが、他市へ転出しました。給付対象になりますか？

Q

A. 申請日時時点で、本市の住民基本台帳に登録されている子どもが対象です。申請前に本市を転出している場合は対象になりません。

給付金は、いつ振り込まれますか？

Q

A. 申請後、不備がなければ、1ヶ月程度で振り込みます。支給日は、申請者あてにお送りする「支給決定通知書」をご確認ください。

## <窓口案内図(本庁)>

